

令和2年瑞穂町農業委員会6月総会

令和2年6月23日、令和2年瑞穂町農業委員会6月総会が瑞穂町役場 全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

| | | | | | | | |
|----|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 雨宮敏昭 | 2番 | 高水 務 | 3番 | 臼井順央 | 4番 | 坂田敬一 |
| | | | 【欠席】 | | | | |
| 5番 | 榎本和夫 | 6番 | 清水 正久 | 7番 | 西村隆男 | 8番 | 長谷部冬樹 |
| 9番 | 高橋良友 | 10番 | 栗原 始 | 11番 | 榎本 勝昭 | 12番 | 上野 勝 |

農地利用最適化推進委員

| | | |
|------|------|-------|
| 村山宣幸 | 村山高男 | 戸谷 隆一 |
| | | 【欠席】 |

出席した事務局職員は、次のとおりである。

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 産業課長 | 長谷部 康行 | 農政係長 | 田中 悠也 |
| | (事務局長) | (書記) | |
| 農政係 | 竹中 都佳紗 | | |

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 2 年瑞穂町農業委員会 6 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、5 番委員の榎本 和夫さんと 6 番委員の清水 正久さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請についてですが、申請内容の変更により次回総会へ先送りしますのでご承知おきください。続きまして、議案第 2 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第 2 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

8 番委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第 2 号番号 1 農業経営基盤強化促進法による利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 6 月 17 日 (水) 午前 10 時 50 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。今回の農地は新規に利用権設定をする農地です。〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物としては、ネギ、キュウリ、ニンジン、ナス、シシトウです。耕作面積は約 80 アールです。農業従事者は本人と母親です。農業従事日数は本人 300 日、母親が 80 日です。所有機械はトラクター 1 台、マルチャー 1 台、ハンマーナイフ 1 台、管理機 1 台、耕運機 1 台、掘り取り機 1 台です。販路としては、量販店です。取得農地の営農計画はサツマイモ、サトイモ、落花生を栽培予定です。通作距離は車で 10 分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第2号番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君) 議案第3号番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容平成29年5月24日から令和2年6月23日まで、適格者証明平成8年6月24日、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。それでは、これより議案第3号番号1の審議に入りますが、現地調査をしておりますので担当委員より報告をお願いします。

1番委員 (雨宮 敏昭 君) 議案第3号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月17日(水)午前9時50分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。申請者の〇〇さんより聞き取りした内容を報告します。〇〇さんの現在の営農状況ですが、サトイモ、ジャガイモ、落花生、ゴマを栽培しています。耕作面積は約4反です。農業従事者は本人と妻です。農業従事日数は本人365日、妻50日から60日です。所有機械は、耕運機1台、軽トラック1台です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ジャガイモ、ウコン、サトイモを栽培予定です。通作距離は車で約25分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君)質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号番号1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君)報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由重機置場。以上です。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君)質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (竹中 都佳紗 君)報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君)質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和2年瑞穂町農業委員会6月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2時10分